

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求書の提出

令和3年11月11日

### 第2 請求の要旨

群馬県は、令和3年2月27日に行われた県主催事業のアートオークション「アートインキュベーション32」を企画するのに当たり、知事直轄の「アートによる地域創造会議」を開催し、そこでの提言を受けて予算が付けられたものようであるが、会議の開催はわずか3回のみで、(全ての議事録を見ても)そうした「提言」がまとめられた様子がないまま、該当のアートオークションおよび関連事業に740万円ほどの予算が組まれた。

そして、業務を委託する事業者を選定するのに当たっても、特定の事業者に対して十分に妥当な理由がないまま、令和2年11月20日に総額500万円もの随意契約を結んだ。(なお、この契約により開催された今回のアートオークションでは、応募90作品に対してオークションへの出品は21作品に限定され、出品者(芸術家たち)に支払われた落札価格の総額は123万円ほどにとどまり、県への収入となる落札手数料も総額18万円程度に過ぎなかった。)

この随意契約は、本来であれば該当事業の見積もりを募っての(競争)入札によって、かなり少額の支出で済む可能性のあった群馬県の予算に、多大な損害を与えた恐れを払拭できない、行政による不適切な行為である。

監査委員には、事実関係の監査をとおして、そうした群馬県主催事業における業務委託の不適切な履行を確認のうえ、群馬県側に予算の厳格な執行と適正な業務委託の履行を図る措置を講じさせるとともに、この契約によって生じたと推定される損害を、業務受託事業者(オークション事務局)に賠償させる措置を併せて講じさせることをお願いしたい。

### 第3 補正について

本件措置請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和3年11月24日付けで補正依頼通知を送付し、同年11月30日に補正書が提出された。

### 第4 監査委員の判断(請求人に通知した内容)

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地自法第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

そして、住民監査請求をする際に必要とされる当該行為等についての違法性又は不当性に関する主張は、当該行為等が具体的かつ客観的に法令に違反し、又は行政目的上不相当である旨を摘示することを要する。

本件措置請求において、請求人は、「業務を委託する事業者を選定するのに当たっても、特定の事業者に対して十分に妥当な理由がないまま、令和2年11月20日に総額500万円もの随意契約を結んだ。」及び「この随意契約は、本来であれば該当事業の見積もりを募っての(競争)入札によって、かなり少額の支出で済む可能性のあった群馬県の予算に、多大な損害を与えた恐れを払拭できない、行政による不適切な行為である。」と主張している。

ところで、契約の相手方を選定するにあたり、随意契約によることができる場合の限度となる金額について

は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づき群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第188条で定められ、委託契約については予定価格100万円とされている。また、施行令第167条の2第1項第2号（以下「2号」という。）には、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約によることができると規定されている。そして、本件契約は2号を根拠に随意契約としたことが事実証明書で明らかにされている。

以上から、請求人は2号を適用したことについて本件契約の違法性又は不当性を主張しているものと解され、随意契約を違法又は不当と考える具体的な理由を示すよう補正を依頼したところ、オークション代行運営を行うとする具体的な会社名を挙げ、本件契約の受託者以外にも受託できる事業者が存在したと回答している。

しかしながら、2号の適用について、最高裁は競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないが、当該契約の目的、内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合も、「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するとし、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である（最判昭和62年3月20日）と判示しており、単に本件契約の受託者以外にも受託できる事業者が存在したと主張するのみでは、2号を適用したことが違法又は不当であるとまではいうことはできない。

よって、請求人からは、当該財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的な根拠や理由が摘示されていると解することはできない。

以上から、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。